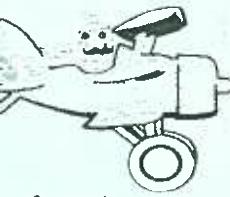


# 経営者のための生命保険講座 第16回

## 生命保険見直し術

### トラブル防止Q&A

「こんなはずでは、と後悔しないように」



生命保険契約では、ついうっかりで後で問題になることがあります。そこで今回はそんなトラブルにおこたえします。

#### Q&A

**Q 保険に加入する際、申込書は外交員に書いてもらつた。大丈夫かな？**

**A** 代わりに書いてもらつては絶対にいけません。申込書は自分で署名し捺印するのが原則。生命保険も契約の1つです。安易な態度で申込書を取扱うとあとでトラブルのもとになりますよ。

**Q 少し前に風邪で市販薬を飲んだんだけど、告知書には書くの？**

**A** 告知書は保険会社が契約の諾否を決める資料であり過去5年間の病歴を聞かれます。通常は医師による治療、診察、投薬の事実の告知を求めるものです。市販薬を飲んだくらいでは告知の対象とはならないと考えていいでしょう。

また、告知で気を付けなければならぬのは診察などの事実を忘れて告知しなかったケース。もし後に発覚した場合は契約解除になる可能性があります。ただし2年経過すると保険会社は解除できません。

**Q 保険の申込みをしたけど、やっぱりやめたい。どうすればいいか？**

**A** 申込日が保険料払込日の遅いほうから8日以内であれば、クーリングオフができます。書面によっておこなう必要があります。なお、医師の診察をうけたり、保険会社の店頭で申し込んだ場合は、クーリングオフできませんので注意。

**Q 結婚したんだけど保険の手続きとして何か必要なもの？**

**A** 氏名、住所の変更と保険金受取人の変更をしましょう。結婚前の親のままだと万が一の時配偶者が受け取れません。また離婚の場合は最もトラブルがおこるケース。先妻に保険金がわたってしまった、という話もたまに耳にします。

**Q 自殺とか飲酒運転で死亡したときも保険金がおりるってホントウ？**

**A** ほんとうです。ただし自殺については契約後1年経過していることが条件です。実際に契約後1年付近によく自殺が発生しているとか。飲酒運転の死亡も払われます。ただし災害死亡保険金はありません。

以上いかがでしたか？保険のトラブルは契約時より契約後によく発生するものです。あくまでも「契約」であることを忘れず、加入については慎重を期すことが必要です。ご質問、ご相談は当事務所まで。

担当 渋木 洋子